



平成 29 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社R V H
代 表 者 名 代表取締役社長 沼田 英也
(コード番号 6786 東証二部)
問 合 せ 先 管理部 I R・広報室
(TEL : 03-4579-9755)

株式会社グロワール・ブリエ東京及びミスプレミアム株式会社の 既存顧客に対する救済措置の実施受入れに関するお知らせ

今般、当社の子会社である株式会社ミュゼプラチナム（以下、「ミュゼ社」という）は、美容脱毛サロン「エターナルラビリンス」等の運営会社である株式会社グロワール・ブリエ東京（以下、「GB」という）及び同社子会社であるミスプレミアム株式会社（以下、「MP」という）（以下、GB及びMPを総称して「GBグループ」という）の既存顧客に対する役務提供について、同グループの破産手続開始決定を受けて、一般社団法人日本エステティック経営者会の定める救済措置を実施することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 救済措置実施の経緯

当社の子会社であるミュゼ社は、平成 28 年 9 月以降、スポンサー支援先である GB グループに対し、同グループの既存顧客に対する役務提供の継続、雇用維持、サービス品質向上のための教育研修、コンプライアンス体制の徹底等の支援を実施してまいりましたが、平成 29 年 4 月 5 日、GB 及び MP が東京地方裁判所より破産手続きの開始決定を受けた旨を確認いたしました。

同グループの破産手続開始決定を受けて、美容脱毛・エステティック業界の健全性の確保と発展を目的として活動する一般社団法人日本エステティック経営者会（以下、「JEM」という）より、GB グループの既存顧客の被害を低減するための今後の役務提供継続に関する救済措置の実施について提案があり、協議の結果、ミュゼ社は GB グループの金銭債務を引き継いでおらず、既存顧客への役務提供義務を有していないものの、美容脱毛トップブランドとして業界全体の混乱を極力抑止し健全性を確保することが、最終的にミュゼ社のブランド価値の維持向上に資するものと判断したことから、ミュゼ社において本件救済措置の実施を受け入れることを決定いたしました。

2. 救済措置の内容

GB 又は MP との役務提供契約の支払方法について現金・クレジットカード・信販契約を利用し、施術代金の全額を支払済の既存顧客については、残役務（合計約 11 億円(※)）に対して 35%を乗じた価格で顧客に購入いただくことで、役務提供を継続いたします。また、GB 又は MP との役務提供契約の支払方法について信販契約を利用し、かつ当該信販契約の残債務を有する既存顧客については、ミュゼ社が各信販会社より当該既存顧客の残債務（合計約 31 億円）に対して約 35%を乗じた額の支援金の提供を受け、当該既存顧客においては各信販会社に対する残債務の支払を継続することで、ミュゼ社から当該既存顧客に対して残役務分に関する追加代金を請求することなく役務提供を継続いたします。

(※) 残役務額については、本件検討時に入手した決算報告書に基づく数値であり、当社の会計監査を受けたものではありません。

3. 今後の見通し

今後、ミュゼ社は新ブランドである「Colorée（コロリー）」にて、上述の JEM が定める役務提供支援を実施し、GB グループの既存顧客の被害低減に努めるとともに、同ブランドにおける新規契約の獲得を推進し、安定的な収益確保による円滑な事業運営を実施してまいります。

なお、本件による当社連結業績への影響については現在精査中であり、精査完了後、重要な影響を与えることが明らかとなった場合は速やかに開示いたします。

以 上